

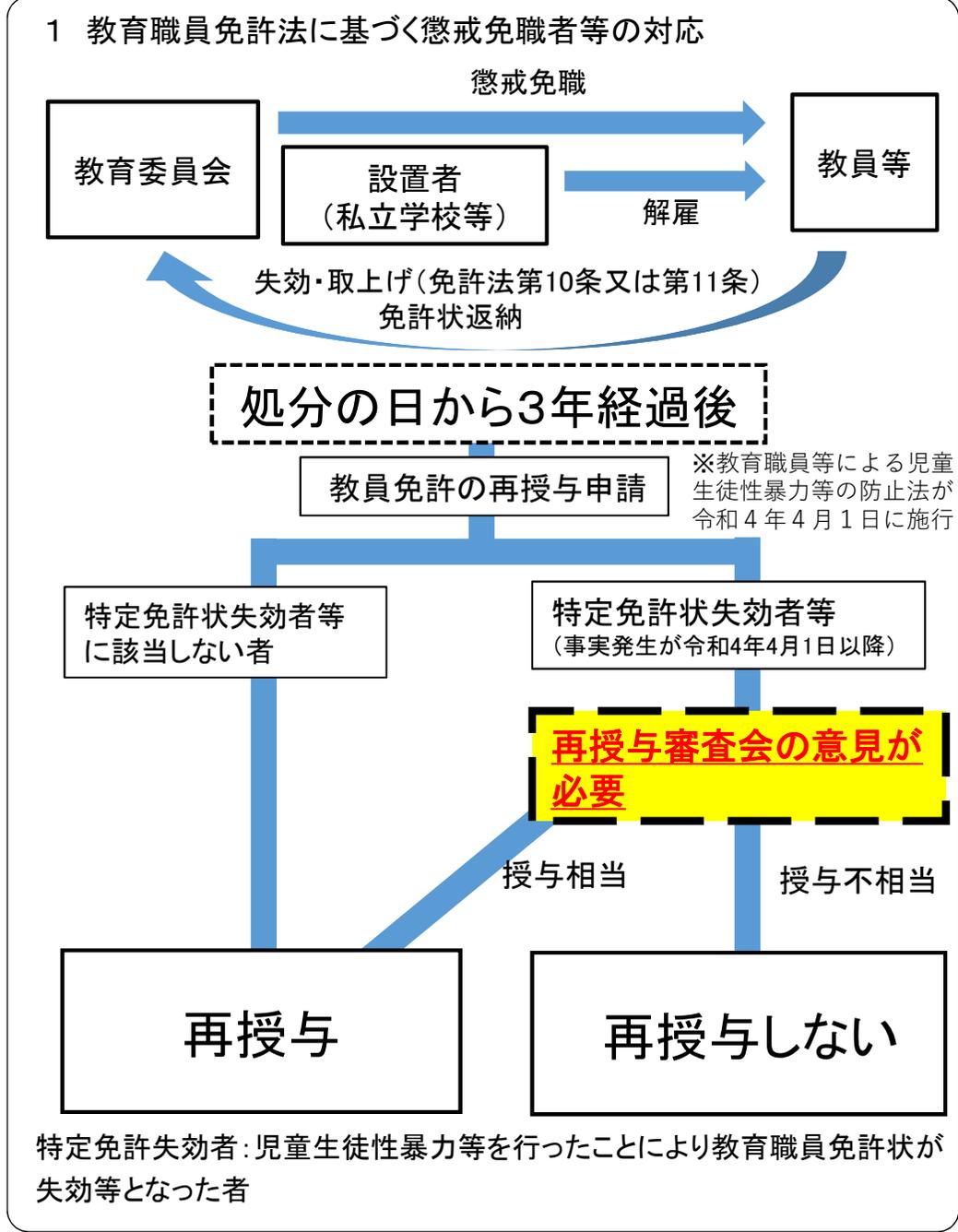
第 3 号議案

宮城県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

宮城県教育職員免許状再授与審査会規則を制定する。

令和 7 年 1 月 1 6 日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦



2 制定の理由

(1) 再授与審査会設置の目的

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」。）」により、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を理由に教育職員免許状が失効又は取上げとなった者）に対し、免許状を再授与する場合において、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聞く必要があり、法第23条※1で審査会は都道府県教育委員会に置くこととされたもの。

(2) 再授与審査の趣旨

児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないことが基本的な趣旨。



再授与審査に当たって授与権者（県教育委員会）は、審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に審査を行う。

(3) 審査会の組織及び運営について

令和4年3月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」。）」※2が公布され、委員の任命及び任期並びに審査会の代表、定足数及び議決方法について規定され、その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるとされた。

3 宮城県再授与審査会の組織及び運営について

処分事実の発生が令和4年4月1日以降の者について、再授与審査会が行われることとなるため、同日から3年間を経過する令和7年4月1日以降に再授与審査会が実施されることを想定し再授与審査会規則を制定する必要がある。

組織・運営に関する内容については次のとおり定める。

(1) 組織に関すること

	内容	省令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の人数	5人以内		○
委員の構成	・法律、医療、心理又は福祉に関する知識及び経験を有する者 ・その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の義務	守秘義務		○

(2) 運営に関すること

	内容	省令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
参考人	委員以外の者の意見・説明の聞取可		○
利害関係者	議事と利害関係を有する委員は参加不可		○
議決方法	・再授与とする場合：出席委員の全会一致 （一致しない場合は出席委員の過半数の同意） ・上記以外の議事：出席委員の過半数の同意 （可否同数の場合：会長決定）	○	

4 再授与審査会実施までの流れ

- ① 毎年5月～11月の間に特定免許状失効者からの出願受付
- ② 12月に教育庁教職員課で書類審査(書類不備等の確認)
- ③ 書類審査をした上で、再授与審査会を1月実施
- ④ 審査会の結果、授与相当の場合、3月31日付授与

5 施行日

令和7年4月1日

～設置等根拠～

※1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第二十三条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

※2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
施行規則

(雑則)

第六条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

宮城県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、宮城県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 その他教育委員会が適当と認める者

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。この場合において、議事に参加することができない委員の数は、省令第五条第二項に規定する会議に出席した委員の数に算入しない。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、宮城県教育庁教職員課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則(昭和30年宮城県教育委員会規則第2号)の一部を改正する。

令和7年1月16日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正の理由

教育職員免許法の改正及びキャッシュレス決済導入による教育職員の免許状に関する規則(平成30年宮城県教育委員会規則第2号)について所要の改正を行うもの

2 改正内容

(教育職員免許法の改正によるもの)

(1) 特定免許状失効者等への再授与に係る規則改正について

- ① 令和3年6月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」。)」が公布され、特定免許状失効者等への再授与の特例について定められた。(法第22条第1項^{※1})

- ② 法施行に伴い、「教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」。)」において、特定免許状失効者等に係る免許状の再授与について規定された。(免許法第16条の2^{※2})

これにより、特定免許状失効者等への再授与は免許法第16条の2に基づき行うこととなった。

- ③ また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(以下「指針」。)^{※3}」において、特定免許状失効者等が免許状の再授与の申請をする際は、「**自身が免許状の再授与を受けることが適当であることを証明する必要がある**」とされている。



指針において、「**申請の前提となる基礎的な情報を示す書類**に加え、**改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類**」を授与権者に提出し、自身が再授与を受けることが適当であることを証明するとしている。

- ④ 指針において、授与権者が考慮すべき主な要素や、申請者が自らの証明責任の下で提出する書類については次のとおり
- (イ) 申請の前提となる基礎的な情報を示す書類
【要素】・加害行為の悪質性
・再授与審査の申請歴
- (ロ) 改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性の証明に資する書類
【要素】・社会活動の状況
・治療及び更生等の程度
・反省の程度
- ⑤ 教育職員の免許状に関する規則では、免許法第16条の2に基づく再授与の手続きについては現在規定がないため、免許法第16条の2に基づく手続きについて新たに規定し、提出書類については次のとおりとする。
- (イ) 免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等に係る内容が分かる書類
- (ロ) 免許法第16条の2に基づく再授与に係る申請歴が分かる書類
- (ハ) 社会的活動等状況申告書
- (ニ) 勤務状況等証明書
- (ホ) 申請者の治療及び更生等の程度が分かる書類
- (ヘ) 申請者の復職を求める嘆願書
- (ト) その他教育委員会が必要と認める書類

- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規則改正について
- ① 「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)が令和4年6月に公布されたことにより、免許法第5条第1項第3号^{※4}中の「禁錮」の文言が「拘禁刑」に改められた。
- ② 今回の改正に伴い、規則上の様式において関係箇所を整理する。
- (キャッシュレス決済導入によるもの)
- (3) キャッシュレス決済導入に伴う規則改正について
- ① 本県では、現在、収入証紙により徴収している行政手続の手数料等について、県民の利便性向上と行政の業務効率化を図るため、キャッシュレス決済を導入することとし、令和7年2月から全庁的に実施するよう準備を進めている。
- 現在、免許事務に係る手数料の納付方法は、収入証紙による納付のみとしているため、キャッシュレス決済に対応する規則の改正を行うもの。併せて、キャッシュレス決済による納付が出来ない者に対応するため、現金及び納入通知書による納付方法についても規定する。
- なお、収入証紙については令和7年度末までの使用が認められているため納付方法については、経過措置を設ける。
- 収入証紙の取り扱い及びキャッシュレス決済導入の運用については、次のスケジュールのとおり。

・キャッシュレス決済導入スケジュール

	R6	R7.2	R7	R7.10	R8.4	R8	
手数料 スケジュール キャッシュ レス化		2月～ キャッシュレス決済導入 (現金納付・納入通知書についても利用開始)				4月～ ・キャッシュレス決済 ・現金による納付 ・納入通知書	
		キャッシュレス決済					
		(令和8年3月31日までは、収入証紙とキャッシュレス決済等の併用可能)					
		収入証紙の使用期間				4月～ 収入証紙の使用不可	
		収入証紙の販売期間		10月～ 証紙廃止条例施行 証紙販売終了予定			

- ② 手数料の納付方法として、以下の方法を新たに規定する。
- (イ) 現金による納付
→ 県庁・合同庁舎等の券売機で発行されるレシート(提出用)を購入し申請願書に貼付する。
 - (ロ) 宮城県知事の発行する納入通知書による納付
→ 納入通知書により、銀行などで納付する。
 - (ハ) 地方自治法第231条の2の規定により指定納付受託者に納付を委託する方法による納付
→ 電子申請の際にキャッシュレス決済(クレジットカード又はPayPay)をすることによる納付
- ③ 併せて、現様式中の収入証紙貼付欄については、券売機による納付に対応するものへ改める。

- 3 施行日
- (1) 令和7年4月1日
 - (2)(3) 令和7年2月1日

～関係法令等～

※1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十二條 特定免許状失効者等(教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

※2 教育職員免許法(特定免許状失効者等に係る免許状の再授与)
 第十六条の二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第6項に規定する特定免許状失効者等の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

※3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 P24～
 免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、特定免許状失効者等が免許状の再授与を希望する場合、当該申請者において申請の前提とする基礎的な情報を示す書類に加え、改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類を授与権者に提出し、自身が免許状の再授与を受けることが適当であることを証明する必要がある。

※4 教育職員免許法(授与)
 第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
 一～二 略
 三 禁錮以上の刑に処せられた者
 以下略

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 免許法第十六条の二に基づき免許状の授与を受けようとする者は、第十五条、第十六条、第十七条又は前条に掲げる書類に加えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第四号の書類は原則として証明者が厳封したものを提出しなければならない。

一 免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）に係る内容が分かる書類

二 免許法第十六条の二に基づく再授与に係る申請歴が分かる書類（過去に再授与の申請をしたことがある者に限る。）

三 社会的活動等状況申告書（様式第十三号の二）

四 勤務状況等証明書（様式第十三号の三）

五 申請者の治療及び更生等の程度が分かる書類

六 申請者の復職を求める嘆願書

七 その他教育委員会が必要と認める書類

第三十二条中「に相当する宮城県の収入証紙を貼付」を「を次の各号のいずれかの方法により納付」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 現金による納付
- 二 知事の発行する納入通知書による納付
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法

第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法による納付

教育職員免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地

都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名

(自署)

生年月日(性別)

年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

下記の教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

授与手数料

レシート(提出用)貼付欄

教育職員検定及び普通免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 出願根拠規定

検定手数料

レシート（提出用）貼付欄

授与手数料

レシート（提出用）貼付欄

教育職員検定及び特別免許状授与願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日(男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出
する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

検定手数料
レシート(提出用)貼付欄

授与手数料
レシート(提出用)貼付欄

教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

検定手数料

レシート（提出用）貼付欄

授与手数料

レシート（提出用）貼付欄

様式第十三号の次に次の二様式を加える。

教育職員免許状交付願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員免許法施行法第1条の規定により下記の教育職員免許状を交付されるよう別紙関係書類を添えて出願します。

なお、有する旧免許状の種類等は次のとおりです。

免 許 状	種 類	
	教 科	
	免許状番号	
	授与年月日	

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科

再交付手数料

レシート(提出用)貼付欄

教育職員免許状書換願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地

都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

新 氏 名

(自署)

生年月日(性別)

年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

年 月 日付けで戸籍事項に異動がありましたので、下記の教育職員免許状の書換を別紙関係書類を添えて出願します。

記

- 1 書換の理由
- 2 異動前の本籍地及び氏名

免 許 状	種 類	
	教科又は領域	
	免許状番号	
	授与年月日	

書換手数料
レシート (提出用) 貼付欄

教育職員免許状再交付願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

下記の教育職員免許状を紛失(破損)したので、再交付を別紙関係書類を添えて出願します。

記

免 許 状	種 類	
	教科又は領域	
	免許状番号	
	授与年月日	

再交付手数料
レシート(提出用)貼付欄

様式第二十号を次のように改める。

【交付手数料】

レシート（提出用）貼付欄

教育職員免許状授与（交付）証明書交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地	都・道・府・県	旧本籍地	都・道・府・県
フリガナ		フリガナ	
氏 名	(自署)	旧 姓	
生年月日	昭和 平成 年 月 日	性 別	男・女
現 住 所		連 絡 先 電 話 番 号	

次の理由により下記教育職員免許状授与（交付）証明書の交付をお願いします。

【理 由】

記

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与（交付）年月日	枚数
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			合 計	枚

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、第十八条の次に一条を加える改正規定及び様式第十三号の次に二様式を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和八年三月三十一日までの間は、改正後の教育職員の免許状に関する規則（以下「新規則」という。）第三十二条の規定にかかわらず、なお従前の例により手数料の納付をすることができる。
- 3 手数料の納付が前項の規定により、なお従前の例により行われる場合については、新規則の規定にかかわらず、改正前の教育職員の免許状に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により書類を提出するものとする。
- 4 この規則の施行の前に、旧規則の様式で作成された書類については、新規則の相当の様式で作成されたものとみなす。

改正後	現行	備考
<p>第一条～第十八条 略</p> <p>第十八条の二 免許法第十六条の二に基づき免許状の授与を受けようとする者は、第十五条、第十六条、第十七条又は前条に掲げる書類に加えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第四号の書類は原則として証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 免許状失効の原因となつた児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）に係る内容が分かる書類</p> <p>二 免許法第十六条の二に基づく再授与に係る申請歴が分かる書類（過去に再授与の申請をしたことがある者に限る。）</p> <p>三 社会的活動等状況申告書（様式第十三号の二）</p> <p>四 勤務状況等証明書（様式第十三号の三）</p> <p>五 申請者の治療及び更生等の程度が分かる書類</p> <p>六 申請者の復職を求める嘆願書</p> <p>七 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>第十九条～第三十一条 略</p> <p>第三十二条 免許状の授与、書換若しくは再交付の申請をする者、検定を受けようとする者又は授与についての証明書の交付を請求する者は、その願書に手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）に定める金額を次の各号のいずれかの方法により納付しなければならない。</p> <p>一 現金による納付</p> <p>二 知事の発行する納入通知書による納付</p> <p>三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法による納付</p>	<p>第一条～第十八条 略</p> <p>（新設）</p> <p>第十九条～第三十一条 略</p> <p>第三十二条 免許状の授与、書換若しくは再交付の申請をする者、検定を受けようとする者又は授与についての証明書の交付を請求する者は、その願書に手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）に定める金額に相当する宮城県の収入証紙を貼付しなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>改正の概要 教育職員免許法の改正によるもの</p> <p>手数料条例改正に 手よるもの</p>

改正後

第三十三条～第三十四条 略

附則 略

様式第一号

様式第1号

教育職員免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所 (フリガナ)

氏 名 (白署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

下記の教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出
する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

授与手数料
レシート(提出用) 貼付欄

様式第二号～様式第七号の三 略

現 行

第三十三条～第三十四条

附則 略

様式第一号

様式第1号

教育職員免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所 (フリガナ)

氏 名 (白署)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

下記の教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出
する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

- 3 採択以上の用に授けられた者
- 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から9年を経過しない者
- 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から9年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を擁護することを主眼とする政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

授与手数料
宮城県収入証紙

様式第二号～様式第七号の三 略

備考

改正後

様式第八号

様式第8号

教育職員検定及び普通免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所 (フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日(男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 出願根拠規定

検定手数料

シート（提出用）貼付欄

授与手数料

シート（提出用）貼付欄

様式第九号～様式第十一号 略

現 行

様式第八号

様式第8号

教育職員検定及び普通免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所 (フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日(男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 出願根拠規定

※ 教育職員免許法第5条第1項（抄）

- 3 添綴以上の用に発生された者
- 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手数料

宮城県収入証紙

授与手数料

宮城県収入証紙

様式第九号～様式第十一号 略

備考

改正後

様式第十一号の二

様式第十一号の2

教育職員検定及び特別免許状授与願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日(性別)

連絡先電話番号

(自署)

年 月 日 (男・女)

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

検定手数料

レシート (提出用) 貼付欄

授与手数料

レシート (提出用) 貼付欄

現 行

様式第十一号の二

様式第十一号の2

教育職員検定及び特別免許状授与願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日(性別)

連絡先電話番号

(自署)

年 月 日 (男・女)

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

- ※ 教育職員免許法第5条第1項(特)
- 3 採録以上の刑に処せられた者
 - 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手数料

宮城県収入証紙

授与手数料

宮城県収入証紙

備考

教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿
 年 月 日
 宮城県 都・道・府・県
 本 籍 地
 住 所
 (フリガナ)
 氏 名 (自署)
 生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)
 連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

検定手数料 レシート(提出用) 貼付欄	授与手数料 レシート(提出用) 貼付欄
------------------------	------------------------

教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

宮城県教育委員会 殿
 年 月 日
 宮城県 都・道・府・県
 本 籍 地
 住 所
 (フリガナ)
 氏 名 (自署)
 生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)
 連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)
 3 3年以上の用に使われた者
 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を専らで認識することを主張する政党その他の団体を構成し、又はこれに加入した者

検定手数料 宮城県収入証紙	授与手数料 宮城県収入証紙
------------------	------------------

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p style="text-align: right;">様式第十三号 略 様式第十三号の二 様式第13号の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">社会的活動等状況申告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮城県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">本 籍 地 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定免許失効者等となった後の職歴・社会活動歴について 2 特定免許失効者等となったことへの反省について 3 再犯防止及び更生等の取組状況等について 4 被害者等に対する慰謝措置（謝罪、損害賠償等）又は示談等の状況について </div>	<p style="text-align: right;">様式第十三号 略 (新設)</p>	

改正後

様式第十三号の三

様式第13号の3

(新設)

現行

備考

勤務状況等証明書	
宮城県教育委員会 殿	年 月 日
所属名	
所属長	
印	
の勤務状況等については下記のとおりです。	
記	
1 勤務期間及び業務内容について	
2 勤務態度及び普段の言動について	
3 周囲からの信頼度や周囲との協働性について	
4 その他特記事項	

改正後

様式第十四号

様式第14号

教育職員免許状交付願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日(性別)

年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員免許法施行法第1条の規定により下記の教育職員免許状を交付されるよう別紙関係書類を添えて出願します。
なお、有する旧免許状の種類等は次のとおりです。

免 許 状	種 類	授与年月日
教 科		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科

再交付手数料

レシート(提出用) 貼付欄

現 行

様式第十四号

様式第14号

教育職員免許状交付願書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日(性別)

年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員免許法施行法第1条の規定により下記の教育職員免許状を交付されるよう別紙関係書類を添えて出願します。
なお、有する旧免許状の種類等は次のとおりです。

免 許 状	種 類	授与年月日
教 科		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科

再交付手数料

宮城県収入証紙

改正後

様式第十七号

様式第17号

教育職員免許状再交付願書

宮城県教育委員会 殿
 年 月 日
 都・道・府・県
 本 籍 地
 住 所
 (フリガナ)
 氏 名 (自署)
 生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)
 連絡先電話番号

下記の教育職員免許状を紛失(破損)したので、再交付を別紙関係書類を添えて出願します。
 記

免 許 状	種 類
教科又は領域	
免許状番号	
授与年月日	

再交付手数料 レシート(提出用) 貼付欄

様式第十八号〜様式第十九号 略

現 行

様式第十七号

様式第17号

教育職員免許状再交付願書

宮城県教育委員会 殿
 年 月 日
 都・道・府・県
 本 籍 地
 住 所
 (フリガナ)
 氏 名 (自署)
 生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)
 連絡先電話番号

下記の教育職員免許状を紛失(破損)したので、再交付を別紙関係書類を添えて出願します。
 記

免 許 状	種 類
教科又は領域	
免許状番号	
授与年月日	

再交付手数料 宮城県収入証紙

様式第十八号〜様式第十九号 略

備考

第5号議案

自然の家管理規則の一部改正について

自然の家管理規則(平成17年宮城県教育委員会規則第16号)の一部を改正する。

令和7年1月16日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正の理由

本県では、現在、現金または収入証紙により徴収している行政手続の使用料等について、県民の利便性向上と行政の業務効率化を図るため、キャッシュレス決済を導入することとし、令和7年2月から全庁的に実施するよう準備を進めている。

自然の家の使用料については、自然の家条例第6条において納入通知書により納入することとされており、同条第2項ただし書において、知事が特別の理由があると認めた場合、別に定める方法により納入しなければならないとしている。別に定める方法については自然の家管理規則において、現金により納入する方法としている。

今回、自然の家の使用料の徴収方法にキャッシュレス決済を導入するため、規則を一部改正するもの。

2 改正内容

本規則は、自然の家の使用料の徴収方法の特例として、現金のほか、新たにキャッシュレス決済による支払を可能とする内容について規定する。

3 施行日

令和7年2月1日

○ 自然の家管理規則の一部改正(今回)

自然の家条例第6条第2項のただし書に基づき、使用料の徴収方法として、以下の方法を新たに定めるもの。

改正前

(使用料の納入)
第8条
条例第6条第2項ただし書の別に定める方法は、現金により納入する方法とする。



改正後

(使用料の納入)
第8条
条例第6条第2項ただし書の別に定める方法は、次の方法とする。
1 現金により納入する方法
2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法

※指定納付受託者とは

クレジットカード・電子マネー・スマートフォンアプリ等のキャッシュレス決済により納付する場合における決済(代行)事業者

自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「現金により納入する方法」を「次の方法」に改める。

第八条に次の二号を加える。

一 現金により納入する方法

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条から第七条まで （略）</p> <p>（使用料の納入）</p> <p>第八条 条例第六条第二項ただし書の別に定める方法は、次の方法とする。</p> <p>一 現金により納入する方法</p> <p>二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法</p> <p>（以下略）</p>	<p>第一条から第七条まで （略）</p> <p>（使用料の納入）</p> <p>第八条 条例第六条第二項ただし書の別に定める方法は、現金により納入する方法とする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>自然の家の使用料の納入方法にキャッシュレス決済を導入することに伴う改正。</p>